

科目担当者 各位

暴風警報発令時・感染症関連の欠席の取扱について

令和3年6月7日  
教学課

前期評価を前に定期試験や評価に備えさせる事を目的に6/3に開かれた教学委員会で、見出しの件の取扱について審議しました。

決議事項を下記の通り6/7に全学生に一斉メールで連絡したので、ご確認ください。

① 暴風警報発令時の講義の取扱について

遠隔授業は警報が発令されても原則実施とする。しかし、停電などの通信障害により課題の受信、提出ができない場合は提出期限を締切から3日間延長とする。

また、対面授業については、遠隔に切り替えて行うか、別日に補講設定が可能な科目は別日に対面の補講を講じる。

② 自宅静養等の体調不良時の遠隔課題の取扱について

本学は単位認定基準により、全出席回数の1/3に欠席が達した時点(週1回開講科目で5回)で定期試験の受験資格欠格となる。陽性反応診断者や濃厚接触で、対面授業を受けられない者の取扱は下記の通りとする。

・陽性反応者の場合

PCR検査の受診が決定した時点で、短大に連絡し、対面・遠隔問わず、授業の参加は止め、体調回復に努める。療養期間解除後、診断書を添付し、公欠届を提出する。

・濃厚接触が認められる場合

短大に連絡し、対面授業は公欠扱いとし、出席は取りやめる。自宅待機期間中は遠隔は原則指示通り取り組むこととするが、体調がすぐれない場合は教学課に問い合わせること。

・自宅静養、入院加療が2回以上に及んだ場合

診断書記載の静養期間中は対面、遠隔の出席を止め、体調回復に努めるが、公欠の期間が1科目3回以上に渡る場合、体調回復後にそれまでに提出できなかった遠隔課題を提出し、欠席回数を4回までに抑え、定期試験受験資格を充足させる。(最長:公欠2回、通常欠席4回)